

12月の納税
国民健康保険税・7期分
後期高齢者医療保険料・6期分

町の人口

人口 2万6953人 (+60)
男性：1万3141人 (+27) 女性：1万3812人 (+33)
世帯数 1万413戸 (+32)
平成24年10月31日現在 () = 前月比

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線116番)

平成25年4月から小学生まで 入院医療費助成を拡大

須恵町では、次世代を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成25年4月1日から子どもの医療費助成制度の対象を、入院の場合に限り就学前の幼児から小学校卒業までに拡大します。

小学1年生から6年生まで入院時に
須恵町乳幼児・子ども医療証を使うと

自己負担額が一日最大 500円

※同じ医療機関の場合、同一月の10日目
以上は無料

- 医療費の助成を受けるためには
受給者証が必要です。住民課窓口で手続きしてください。
- 平成25年1月中旬から下旬に開始予定

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

特定健康診査未受診の人は 個別健診を受けましょう

現在治療中の人、対象となります。年に1回は健診を受け、自分の身体の状態や生活を見直しましょう。

- ▶実施期間 12月22日(土)まで
- ▶実施日時 月曜日～土曜日(祝日を除く) 8時～11時
- ▶対象者 40歳～74歳の須恵町国民健康保険の被保険者
- ▶医療機関 医療法人社団 正信会水戸病院
☎ 935-3799 (要予約)
- ▶健診内容 問診・計測・血圧・診察・血液検査・尿検査
- ▶自己負担金 500円
- ▶受診方法 医療機関に直接予約をして受診してください
- ▶必要なもの 特定健診受診券、須恵町国民健康保険証、前年度健診結果票(前年度受診された人)

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線241)

小・中学校の指定学校変更申請について

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所(行政区)で決められています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

来年4月から変更を希望する人は、以下の要領で必ず期間内に申請してください。特に、新小学1年生・新中学1年生になる人は、新入学などの準備もありますので期間を厳守してください。

ただし、変更が認められない場合もあります。
この結果は、来年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。

※来年4月に新小学校1年生・新中学校1年生を迎える保護者あてに、1月中旬ごろ入学通知書を送付予定です。1月末になっても手元に届かない場合はご連絡ください。

- ▶受付期間 平成25年1月11日(金)～17日(木)
(印鑑をご持参ください)
- ▶受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く、1月16日(水)は20時まで受付)
- ▶申込先 子ども教育課

上下水道課

☎ 932-1445 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線235)

水道管・給湯管の冬支度の準備を

- むき出し、屋外にある水道管は、布や毛布などを巻いて、ぬれないようにビニールなどで、防水してください。また、保温チューブと外装テープが一体になった保温材が市販されています。
- 地下式メーター器の破裂防止には、古い毛布や布切れ、または、発泡スチロールをくだいたものをビニール袋に入れて、ボックス内につめ保温してください。
- 水道管が凍結して水が出ない時は、タオルをかけてその上からゆっくりと、ぬるま湯をかけて溶かしてください。熱湯を急にかけてと破裂することがあります。

水道管やメーター器が破裂したときは

- メーター器から蛇口までが破裂した時は、メーター器横の止水栓を回して水を止め、須恵町指定の水道工事店へ。
- メーター器が破裂した時は、上下水道課へ。

まちづくり課

☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線344)

平成24年工業統計調査を実施します

- 従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に行われます。
- 工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。
- 調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。
- 調査時点は平成24年12月31日です。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp>

経済産業省・福岡県・須恵町

社会教育課

☎ 934-0030

運動公園多目的広場 利用休止のお知らせ

運動公園多目的広場は、芝生養生のため利用を休止します。ご理解とご協力をお願いします。

1月上旬～4月下旬

ただし、芝生の具合によっては養生期間を変更する場合があります。

社会福祉協議会

☎ 933-2160

貸し出します!

- 音訳テープ
 - ・社協だより 「わかみず」
 - ・広報 「すえまち」
 - ・議会広報 「議会だより」
 - ・共生のまちづくり 「ボランティアだより」

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線123)

配食サービス事業者募集

志免町・宇美町・須恵町合同で高齢者等向け弁当を手渡しで配達する配食サービス事業者を募集します。

- ▶受付期間 12月14日(金)～平成25年1月15日(火)
- ▶受付時間 9時～12時、13時～16時
- ▶有効期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- ▶申請方法 宇美町役場健康福祉課窓口で配布する指定様式を3部提出
- ▶提出先 宇美町役場健康福祉課
介護高齢者支援係 ☎ 934-2243